

3 マタニティ 119 事業

消防機関に妊婦情報を事前登録し、緊急に産科医療機関へ搬送が必要な場合、スムーズな搬送体制につなげます。

対 象 者

令和6年7月1日以降に母子健康手帳交付を受けた
①市民の妊婦 ②北秋田市に里帰りしている妊婦
※大館市立総合病院または能代厚生医療センターで分娩を予定している妊婦に限ります。

対象期間

母子健康手帳交付日から出産するまで

申請方法

母子健康手帳交付時、申請書類に記入していただき、その場で登録証を発行します。
※②の方の申請方法は、[地域医療対策室](#)までお問い合わせください。

利用方法

**強い痛みや出血がある…お腹に強い張りがある
…陣痛・破水がはじまった…緊急時は次のように行動してください。**
①かかりつけ産婦人科へ連絡 ⇒状況を伝え、医師・助産師・看護師の指示に従う
②医療従事者の指示があった場合、119番へ通報
⇒「マタニティ 119で登録しているNo.△の〇〇です。□□の状況なので救急車をお願いします」と伝える
③救急隊員が医療機関に連絡し搬送 ⇒状況によっては搬送先が変更になる場合があります
☎ 医療健康課地域医療対策室 ☎62-6626



【申請にあたり準備するもの】（要チェック）

①妊産婦通院サポート事業			②妊産婦あんしん タクシー事業	③マタニティ 119事業
通院費 かかり増し支援	きょうだい 預かり支援	待機宿泊支援		
☐ 通院費かかり増し支援・きょうだい 預かり支援給付金申請書兼請求書		☐ 待機宿泊支援費給付金 申請書兼請求書 ☐ 宿泊料金が確認できる 領収書	☐ 妊産婦あんしん タクシー利用申請書	☐ マタニティ119 利用申請書
☐ 母子健康手帳（表紙）の写し ☐ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー） ※申請者本人名義の通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・ 口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）。			☐ 母子健康手帳（表紙）の写し	

☎ 医療健康課地域医療対策室 ☎62-6626

* ソフト事業 *

●よりよい妊婦訪問

妊婦のみなさんが安心して出産を迎えられるよう、妊娠後期を迎える妊婦さんのお宅を訪問し、様々な心配や不安に対応します。

対 象 者

妊娠後期（産休に入る34週前後）を迎える妊婦さん全員

内 容

保健師または助産師が家庭訪問します。

訪問までの流れ

妊娠34週前後に保健師または助産師が電話連絡し、日程調整後訪問します。

●プレママ＊パパ相談室

妊娠（不妊治療含む）～出産～産後までの様々な気になること、不安に対して個別に保健師または助産師が相談支援します。本人だけでなく、ご家族の方でも相談できます。

会 場

保健センター ※ご希望によって訪問も可能です。

内 容

保健師または助産師による個別相談です。
※随時相談可能です。下記電話番号までお問い合わせください。（受付時間9時～17時）

☎ 医療健康課健康推進係 ☎62-6681

きたあきた 出産まるっと応援事業

北秋田市民病院分娩中止に伴い、妊産婦やその家族が安心して出産を迎えられるよう、
身体的・経済的負担を和らげる支援を行います。

1 妊産婦通院サポート事業

妊娠健診・出産等に係る通院費かかり増し相当額および出産等に向け待機宿泊するための宿泊費を支援するとともに、通院や入院中のきょうだい預かりに係る経済的支援を行います。

対 象 者	令和6年7月1日以降に母子健康手帳交付を受けた市民の妊産婦		
支援経費	概要	支給額	申請方法
①通院費 かかり増し支援	自宅等から産科医療機関までのかかり増し相当額を支援します	10万円給付	母子健康手帳交付時に手続きします ※既交付者には別途案内を送付します。
②きょうだい 預かり支援	通院や入院中のきょうだい預かり相当額を支援します	きょうだい1人につき 2万円 給付 ※3人以上は6万円。 ※18歳以下（18歳誕生日後、最初の3月31日まで）のきょうだいが対象。	
③待機宿泊支援	出産のため産科医療機関近隣の宿泊施設に待機宿泊するための宿泊費を支援します(妊産婦と付添人1人分)	待機宿泊にかかった費用 ※上限額24万円、上限宿泊数6泊。	宿泊後、1か月以内に申請してください ※領収書が必要です。

☎ 医療健康課地域医療対策室 ☎62-6626

2 妊産婦あんしんタクシー事業

妊産婦健診等で産科医療機関に市内タクシーを利用して通院するときのタクシー料金を全額助成します。

対 象 者

令和6年7月1日以降に母子健康手帳交付を受けた
①市民の妊産婦 ②北秋田市に里帰りしている妊産婦

有効期限

出産予定日から2か月を経過する日まで

申請方法

母子健康手帳交付時、申請書類を記入していただき、**その場でタクシーチケット32枚を交付します。**
※②の方の申請方法は、[地域医療対策室](#)までお問い合わせください。

利用方法

①利用するタクシー会社に電話し、タクシーを呼びます。
②タクシー乗車時、乗務員へ母子健康手帳とタクシーチケットを提示し、
片道につき1枚お渡しください。（利用料金の支払いはありません）



このタクシーチケットは、妊産婦本人の妊婦健診、出産、産後健康診査等による通院時のみご利用できます。

利用可能な タクシー会社	たかのす・ひかりタクシー	☎0120-001-412	24時間営業
	丸宮タクシー	☎0120-203-012	
	北鹿観光ハイヤー	☎0120-013-134	
	米内沢タクシー	☎0186-72-3212	6時～0時
	阿仁タクシー	☎0186-82-3115	6時～18時

運行区間
・原則、妊産婦の自宅等から、**北秋田市・大館市・能代市**にある産科医療機関までです。
・ただし、高度医療が必要で上記以外の産科医療機関への通院が必要と認められる方についても対象となります。
詳細は[地域医療対策室](#)へお問い合わせください。

☎ 医療健康課地域医療対策室 ☎62-6626